

介護予防・日常生活支援総合 事業における見直しについて

大阪狭山市役所 高齢介護グループ

請求事務について

平成30年度からの変更について

月額包括請求を廃止し、1回あたりの報酬算定を原則とします。

例) 要支援1の人が週1回デイサービス(現行相当サービス)を1か月に4回利用した場合

現 行 : 1,647単位(月額包括請求)



平成30年度から : 378単位(1回あたり) × 4回
= 1,512単位(出来高払)

複数事業所を利用できるようになります。

ただし、現行相当サービスと緩和型サービスを組み合わせることはできません。

例) 要支援 1 (週 1 回程度) の人が A デイサービス事業所と B デイサービス事業所 (ともに現行相当サービス) を 1 か月に 2 回ずつ利用。

A 事業所 : 378 単位 × 2 回 = 756 単位

B 事業所 : 378 単位 × 2 回 = 756 単位 を請求。

複数事業所を使った場合、月上限単位数を上回らないようにしてください。

1回ずつの算定となっても、月上限単位数は設定
されます。

例) 要支援1の方が1月に5回デイサービス(現行相当サービス)を利用した場合。

378単位×5回=1,890単位 **! 請求不可!**
月上限の1,647単位を請求することとなります。

例) 要支援2の方がAデイサービス事業所を4回、Bデイサービス事業所を5回(どちらも現行相当サービス)利用した場合。

A: 389単位×4回=1,556単位
B: 389単位×5回=1,945単位  3,501単位 **! 請求不可!**

月上限の3,377単位を超えるので、請求不可。
計画時から上限を超えないようにプランを設定する必要があります。

【通所型サービスコード（抜粋）】

介護予防通所介護相当サービス（みなし指定以外）

月上限はここです。
これ以上の請求はできません。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54 単位		
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111 単位		
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1日につき

原則、この単位を使用します。

【訪問型サービスコード（抜粋）】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168 単位	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		918
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		736
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				38
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 38 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335 単位	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704 単位	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			122	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 266 単位	266	1回につき	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		186
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		239
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		167
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 270 単位		270
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		243	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		170	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 285 単位		285	1回につき
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180	
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任		ト 訪問型サービス費(独自) 事業対象者・要支援1・2(20分未満)	116	

通所型サービスAにおける サービス提供時間の見直しについて

通所型サービスAのサービス提供時間を見直します

サービス提供最短時間数の変更

現 行 : 1単位 **3時間以上** サービスを提供すること



平成30年度から : 1単位 **2時間以上** サービスを提供すること

サービスコード表も変更されます

現 行

平成29年度 大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧(通所型サービス)

種類コード	項目コード	サービス名称			算定項目	単位数	算定単位	給付割合	1単位	算定概要
A7	1001	通所型サービスA (週1回程度)		9割	事業対象者・要支援1・2	1,446	月	90	10.27	高齢者の自立支援に資する通所型サービス
A7	1002			8割		1,446		80		
A7	1003		送迎あり	9割		336	回	90		
A7	1004			8割		336		80		
A7	1005		送迎なし	9割		286	回	90		
A7	1006			8割		286		80		
A7	1007	通所型サービスA (週2回程度)		9割	事業対象者・要支援2	3,006	月	90		
A7	1008			8割		3,006		80		
A7	1009		送迎あり	9割		346	回	90		
A7	1010			8割		346		80		
A7	1011		送迎なし	9割		296	回	90		
A7	1012			8割		296		80		
A7	1101	通所型サービスA・運動器機能向上加算		9割	事業対象者・要支援1・2	225	月	90		
A7	1102	通所型サービスA・運動器機能向上加算		8割	事業対象者・要支援1・2	225	月	80		
A7	1201	通所型サービスA (週1回程度・給付制限)		7割	事業対象者・要支援1・2	1,446	月	70		
A7	1202					送迎あり			336	回
A7	1203		送迎なし			286				
A7	1204	通所型サービスA (週2回程度・給付制限)			事業対象者・要支援2	3,006	月			
A7	1205					送迎あり	346		回	
A7	1206		送迎なし			296				
A7	1207	通所型サービスA・運動器機能向上加算			事業対象者・要支援1・2	225	月			

変更後

平成29年度 大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧(通所型サービス)

種類コード	項目コード	サービス名称	算定項目	単位数	算定単位	給付割合	1単位	算定概要			
A7	1001	通所型サービスA (週1回程度) 提供時間3時間以上	事業対象者・要支援1・2	9割	1,446	月	90	10.27	高齢者の自立支援に資する通所型サービス		
A7	1002			8割	1,446		80				
A7	1003			送付あり	9割		336			回	90
A7	1004			送付あり	8割		336			回	80
A7	1005			送付なし	9割		286			回	90
A7	1006			送付なし	8割		286			回	80
A7	1301	通所型サービスA (週1回程度) 提供時間2時間以上3時間未満	事業対象者・要支援1・2	9割	1,012	月	90				
A7	1302			8割	1,012		80				
A7	1303			送付あり	9割		250			回	90
A7	1304			送付あり	8割		250			回	80
A7	1305			送付なし	9割		200			回	90
A7	1306			送付なし	8割		200			回	80
A7	1007	通所型サービスA (週2回程度) 提供時間3時間以上	事業対象者・要支援2	9割	3,006	月	90				
A7	1008			8割	3,006		80				
A7	1009			送付あり	9割		346	回	90		
A7	1010			送付あり	8割		346	回	80		
A7	1011			送付なし	9割		296	回	90		
A7	1012			送付なし	8割		296	回	80		
A7	1307	通所型サービスA (週2回程度) 提供時間2時間以上3時間未満	事業対象者・要支援2	9割	2,104	月	90				
A7	1308			8割	2,104		80				
A7	1309			送付あり	9割		257	回	90		
A7	1310			送付あり	8割		257	回	80		
A7	1311			送付なし	9割		207	回	90		
A7	1312			送付なし	8割		207	回	80		
A7	1101	通所型サービスA・運搬機器類向上加算	9割	225	月	90					
A7	1102	通所型サービスA・運搬機器類向上加算	8割	225	月	80					
A7	1201	通所型サービスA (週1回程度・給付制限) 提供時間3時間以上	事業対象者・要支援1・2	7割	1,446	月	70				
A7	1202							送付あり	336	回	
A7	1203							送付なし	286	回	
A7	1204	通所型サービスA (週2回程度・給付制限) 提供時間3時間以上	事業対象者・要支援2	7割	3,006	月	70				
A7	1205							送付あり	346	回	
A7	1206							送付なし	296	回	
A7	1207	通所型サービスA・運搬機器類向上加算	9割	225	月	90					
A7	1208	通所型サービスA (週1回程度・給付制限) 提供時間2時間以上3時間未満	事業対象者・要支援1・2	7割	1,012	月	70				
A7	1209							送付あり	250	回	
A7	1210							送付なし	200	回	
A7	1211	通所型サービスA (週2回程度・給付制限) 提供時間2時間以上3時間未満	事業対象者・要支援2	7割	2,104	月	70				
A7	1212							送付あり	257	回	
A7	1213							送付なし	207	回	

注意点

現在「1単位3時間以上」で届け出ている事業所で2時間のサービスが受けられる（減算対応できる）等ということではありません。事業所が「1単位2時間以上3時間未満」に指定内容の変更を行う必要があります。

一つの事業所で2時間の利用者と3時間の利用者が混在することはありません。

以下の場合、認められません。

例) 午前中は2時間、午後は3時間 不可

例) 月・水・金曜日は2時間、火・木曜日は3時間 不可

介護予防通所介護相当サービスについては、提供時間数の見直しは行わず、現行どおり3時間以上のサービス提供を求めます。

利用を開始する際は、その事業所が2時間以上3時間未満のサービスを提供しているか確認が必要です。